







一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画) 【追補】

令和7年2月 会津若松市

家庭ごみ処理を有料化することに伴って、計画期間の延長と資源化品目の拡大を行うため、一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)【令和3年4月策定の改訂版】と【令和5年11月策定の追補】に次の事項を追加及び補正する。

1 計画の基本的事項

- (2) 計画の位置け
 - ③ 計画期間の本文を次のとおり改める。

家庭ごみ処理有料化を踏まえたごみ分別・減量の施策を再構築することや、家庭ごみ処理有料化による減量効果を反映した新たなごみ削減目標を設定することが必要になることから、改訂時、令和3年度から令和7年度の5年間としていた計画期間について、令和10年度まで3年間延長します。

2市勢の概況追加補正なし3ごみ処理の実態追加補正なし4前期計画の評価と課題追加補正なし5計画の基本方針と目標追加補正なし6ごみ減量化施策追加補正なし7後期計画の目標達成のための重点事項追加補正なし

- 8 持続可能なごみ処理体制に関する基本的事項
 - (1) 分別収集の種類及び区分
 - ①家庭系ごみの表を次のとおり改める。

◆表 8-1 家庭系ごみの分別収集の種類及び区分

	分別種類(大)	分別種類 (中)	分別種類(小)	収集区分
1	燃やせるごみ	①燃やせるごみ	①燃やせるごみ	指定日
2	燃やせないごみ	②燃やせないごみ	②燃やせないごみ	指定日
		③かん類	③スチール缶	指定日
			④アルミ缶	指定日
		④びん類	⑤無色びん	指定日
			⑥茶色びん	指定日
			⑦その他びん	指定日
		⑤プラスチック類	⑧ペットボトル	指定日
3	資源ごみ		⑨プラスチック製容器包装	指定日
			⑩プラスチック製品	指定日
		⑥古紙類	⑪新聞紙	指定日
			⑫紙パック	指定日
			③ダンボール	指定日
			⑭雑がみ(雑誌、包装紙、チラシ等)	指定日
		⑦古布類	⑤ 古布	指定日
4	粗大ごみ	⑧粗大ごみ	⑯粗大ごみ	指定日

(2) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

①収集形態等の本文及び表を次のとおり改める。

ア、家庭系ごみ

家庭系ごみはステーション方式による収集を基本とし、回数については当面現状と同等とします。古布類は、拠点回収からステーション方式による収集に移行し、回数については、毎月2週・4週(旧会津若松市、北会津町、真宮新町)【※河東は毎月3週・5週】とします。

◆表 8-3 家庭系ごみの収集形態等

	分別種類 (大)	分別種類(中)	収集形態	収集回数	収集体制	備考
1	燃やせるごみ	①燃やせるごみ	ステーション方式	(全地区) 毎週2回	市	
2	燃やせないごみ	②燃やせないごみ	ステーション方式	(旧市)毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東)毎月2・4週	市	
	資源ごみ	③かん類	ステーション方式	(旧市)毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東)毎月2・4週	市	
		④びん類	ステーション方式	(旧市・旧北会津)毎月2・4週 (旧河東)毎月3・5週	市	
		⑤ア、ペットボトル	ステーション方式	(旧市)毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東)毎月2・4週	市	
3		⑤イ、プラスチック製容器包装	ステーション方式	(全地区) 毎週1回	市	
		⑤ウ、プラスチック製品	77 7 2 2 7 7 3			
		⑥古紙類	ステーション方式	(旧市)毎週1回 (旧北会津)毎月2・4週 (旧河東)毎月1・3・5週	市	
		⑦古布類	ステーション方式	(旧市・旧北会津)毎月2・4週 (旧河東)毎月3・5週	市	拡大
4	粗大ごみ	⑧粗大ごみ	申込制	(全地区) 毎週1回	市	

※地区名について

旧市:合併前の旧会津若松市

旧北会津:合併前の旧北会津村で現在の北会津町及び真宮新町

旧河東:合併前の旧河東町

9 計画の進行管理 追加補正なし